

第2次柳川市子ども読書活動推進計画



令和2年（2020年）4月

柳川市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことのできないものです。また、将来を担う子どもが健やかに成長していくためには、市民一人ひとりが読書活動の意義を理解し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することが重要です。

本市では、「柳川市教育大綱」や「柳川市教育施策」に基づき、子どもが心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに育つ環境づくりを進めています。

また、平成13年（2001年）12月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。本市においても、平成27年（2015年）2月に「柳川市子ども読書活動推進計画（第1次計画）」を策定し、子どもの読書活動に関する施策を推進してきました。

しかし、近年では、インターネットやゲーム機、携帯電話やスマートフォンなどの普及など情報化社会の中で利便性が高まり、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、学年が上がるにつれて読書冊数が減少する傾向があり、子どもの文字離れ・読書離れが指摘されています。そのため、効果的な施策を総合的に推進して、社会全体で子どもの読書活動を支援し、浸透させていく必要があります。

そこで、この度、さらなる子どもの読書活動を推進するため、第1次計画の基本的な考え方を継承するとともに、これまでの成果と課題、社会情勢の変化を踏まえ、「第2次柳川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、家庭・地域、幼稚園・保育園（所）・認定こども園、学校、市立図書館などが連携して、子どもの読書活動の支援に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、ご協力くださいました関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和2年（2020年）4月

柳川市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 子どもの読書活動の意義	
2. 子どもの読書活動の現状	
3. 国の動向	
4. 県の動向	
5. 柳川市の動向	
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	4
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 計画の位置付け	
4. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	7
1. 家庭・地域	
2. 幼稚園・保育園（所）・認定こども園	
3. 学校	
4. 市立図書館	
5. 子ども読書活動推進計画の実施体系	
第4章 計画の効果的な推進に向けて	19
1. 図書館等との連携	
2. 啓発・広報等の推進	
3. 財政上の措置	
4. 今後の取組	
資料編	
資料1 子ども読書活動の推進に関する法律	
資料2 柳川市読書ボランティアグループ一覧	
資料3 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
資料4 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	
資料5 柳川市子ども読書活動推進計画策定経過	

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年法律第154号）の第2条（基本理念）には、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである」とあり、子どもにとっての読書活動の重要性が明記されています。

また、平成16年（2004年）2月の文化審議会の答申「これからの時代に求められる国語力について」においても、国語の果たす役割と重要性の観点から、国語力を身につけるための方策としての読書活動のあり方に関して、具体的な提言がされています。その中で読書の習慣をつけることは、一生の財産として生きる力となるばかりでなく、情報化社会の進展の中で、自ら考え判断する力を培うためにも、読書は一層必要になるという趣旨の見解が示されています。

「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進することとし、国や地方自治体の責務を定め、都道府県及び市町村は、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとしました。

子どもは読書活動を通して、多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じ取ることができます。

子どもが自分でものを考え判断し、主体的に生きていくためには、自分のペースで本を読み、感じ、想像し、考える読書経験が重要です。そのため、子どもがそれぞれの成長段階に応じた最もふさわしい体験ができるように、子どもの読書活動を地域社会全体で積極的に推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動の現状

2019年度に実施された第65回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）の結果によると、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生が11.3冊（昨年度9.8冊）、中学生は4.7冊（昨年度4.3冊）、高校生は1.4冊（昨年度1.3冊）と学年が上がるとともに減少している状況にありますが、前年度に比べ増加しています。一方、不読者（5月1ヶ月に読んだ本が0冊の児童生徒）の割合は、小学生が6.8%（昨年度8.1%）、中学生は12.5%（昨年度15.3%）、高校生は55.3%（昨年度55.8%）で前年度と比べ減少しています。

しかし、情報化社会の進展によるテレビやゲーム、インターネット、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の急速な普及や塾・習い事等の子どもを取り巻く環境の変化や多様化により、子どもの読書離れ・活字離れが懸念されています。

これらの社会的状況と読書活動の重要性を踏まえ、本市においても、子どもが自主的に豊かな読書活動を行うよう、子どもの読書活動の更なる推進が求められています。

3 国の動向

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年(2000年)を「子ども読書年」と定め、平成13年(2001年)には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けて行く上で欠くことのできないものである」とし、これを受けて、国は、平成14年(2002年)に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第1次計画を策定し、平成18年(2006年)には第2次基本計画を、平成25年(2013年)には第3次基本計画を、そして、平成30年(2018年)4月に第4次基本計画を策定しました。

第4次基本計画では、第3次基本計画の結果を受けて、①読書習慣の形成に向け、発達段階に応じた取組みを推進すること、②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める取組みを充実させること、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関して実態を把握・分析することを主なポイントとしてあげ、これらの取組を学校・図書館・民間団体・民間企業等の様々な組織と連携して進めていくことを求めています。

また、平成26年(2014年)に「学校図書館法」の一部が改正されたことを踏まえて、「学校図書館ガイドライン(※1)」や「学校司書のモデルカリキュラム」が作成され、学校図書館の目的や機能、運営、利活用、学校司書の整備等のあり方が示されています。

さらに、平成29年度(2017年度)には、「第5次学校図書館図書整備等5カ年計画」がスタートし、「学校図書館図書標準」の達成や、新聞の配備、学校司書の配置拡充等、具体的な目標が掲げられました。

4 県の動向

福岡県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成16年(2004年)に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、改定を経て、平成28年度(2016年度)から概ね5年間を計画期間とする第3次計画に基づく取組が推進されています。

計画では、家庭・地域・学校・民間の役割と取組を明らかにしながら、①家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進、②子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実、③図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化、④子どもの読書活動に関する理解と関心の普及という4つの柱を掲げ、具体的な取組を進めています。

※1 「学校図書館ガイドライン」・・・学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、更なる学校図書館の整備、充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてのその望ましい在り方を示すもの。

5 柳川市の動向

本市では、平成27年に「柳川市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、①家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進、②子ども読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援、③子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動を計画目標に掲げ、子ども一人ひとりの読書活動が高まっていくように、読書活動の環境整備を進めています。

まず、家庭における乳幼児期からの読書活動を推進するため、乳児の4か月児健診時に市立図書館とボランティアにより、乳児と保護者に温かい時間を持っていただくため、「ブックスタート事業」として読み聞かせ・説明とともに絵本を届け、3歳児健診時には市立図書館から健康づくり課を通じて絵本のリストを配布しています。

次に地域においては、市内に6館1室を持つ市立図書館の特性を活かし、貸出を始め、乳幼児や小学生以下の児童を対象に「おはなし会・スタンプラリー・映画会」などを身近な分館等で開催しています。

学校においては、平成19年度より「朝の読書活動」として、学校、読書ボランティア、市立図書館が連携して、1時限目が始まる前の朝の読書タイムに「読み聞かせ」を実施し、児童生徒に読書の楽しさを伝えています。また、PTAとの連携により、家族みんなで読書の習慣を共有する家読（うちどく）（※2）の推進にも取り組んでいます。

市立図書館では、平成29年度から小中学校や幼稚園・保育園（所）・認定子ども園（以下「幼稚園等」という。）、学童保育所を対象に集配型団体貸出を開始し、子どもの読書活動の支援を行っています。

また、本市教育施策においても、「生涯学習社会の構築をめざす」ことを基本目標に掲げ、最重点施策である『『生きる力』をはぐくむ特色ある教育の構築』をめざして、家庭・地域・学校等において、子どもの読書活動推進に努めています。

今回、第1次計画が2019年度で終了となること、また子どもを取り巻く情勢の変化等に即した内容とするため、第1次計画での取組の成果と課題等を踏まえ、今後5年間の施策の方向性を示す「第2次柳川市子ども読書活動推進計画」を策定します。

※2 「家読（うちどく）」・・・「朝の読書」で読書の習慣を身につけた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと、本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで語り合うことなどを勧めている。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

第2次柳川市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、子どもが自主的な読書活動ができる環境を総合的に整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図り、子どもの読書活動がより一層活発になるよう、これまでの取組の成果や課題を検証した上で、家庭・地域・幼稚園等・学校・市立図書館が相互に連携し、次に示すような子どもの発達段階に応じた読書活動を推進していくことを目的としています。

<胎児期>

受精後8週以後から出産までの期間でも胎児の耳が聞こえていることは医学的に証明されています。豊かな言葉の語りかけは胎児にとって非常に有益であり、妊婦がリラックスしている状況は胎児により影響を与えます。この時期の胎児への語りかけを推進します。この早い時期での働きかけは、保護者への読書啓発にもつながります。

<乳児期>（0歳～1歳半）

乳児期は、子どもが自己を形成していく上でも保護者等まわりにいる大人からの語りかけがとても大切な時期です。赤ちゃんの頃から、保護者等まわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本をみることは子どもにことばの獲得だけでなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。このような絵本をみる楽しい時間を早い時期から習慣として持つことが必要です。

<幼児期>（1歳半～6歳）

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけたり、想像をふくらませたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのため、この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになってきます。

なお、この頃になると幼稚園等に通う子どもも多く、保育者等（※3）や友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

<小学生>（6歳～12歳）

小学校は子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、この時期の読書活動推進の中心的な役割を果たす重要な場所です。

低学年では文字を習い自分でも本を読めるようになります。長いお話も理解できるようになるので、読み聞かせなどにより本に親しんだり、読書を楽しんだりする

時間を作ることが大切です。

本の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになっていきます。そこで、学校や図書館などで色々な種類の本を上手に紹介してあげることが重要になります。ブックトーク（※4）はその点でとても効果的な方法です。また、家庭でも楽しんで読書する習慣をつくるのが大切です。

<中学生から高校生>（12歳～18歳）

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方や生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

また、中学生・高校生の時期においては、多様なメディアに触れる機会が増える一方でインターネットを適切に使いこなす能力を身につけなければなりません。さらに、読書に対する関心が低下しないようにするための働きかけが大切です。

※3 保育者等・・・幼稚園教諭、保育士など

※4 ブックトーク・・・一つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介していき、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくること。

2 計画の目標

(1) 家庭・地域・幼稚園等・学校・市立図書館での子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭・地域・幼稚園等・学校・市立図書館がそれぞれの担うべき役割を明確にし、それに応じた取組が主体的にできるように努めていきます。また、相互に連携して取り組んでいきます。

(2) 子ども読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの自主的な読書活動を推進するために、資料の充実と施設等の環境整備を図ります。また、読書活動の専門的職員や読書ボランティアの育成や資質向上等に取り組み、その活動を支援していきます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するために、市民が子どもの読書の意義や重要性について理解と関心を深める必要があります。そのための講演会や研修会・イベント等の事業を行い、広く啓発活動を進めます。

3 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条の規定に基づき策定された国の基本的な計画『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月制定）』と、同法第9条の規定により策定された『福岡県子ども読書推進計画・改訂版（平成28年8月）』を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定します。

また、「柳川市総合計画」・「柳川市子ども・子育て支援事業計画」及び「柳川市教育施策」との整合性を図り、「子どもの読書活動」を対象とする計画として策定します。

4 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 家庭・地域

子どもの生活の中心となるのは家庭です。家族が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど家庭での読書への理解や関心は、子どもたちが読書習慣を身につけるうえで、とても重要です。また、子どもの個性をよく知っている保護者が、その時々々の興味や悩みに答えたり、関心を膨らませたりできる本を示すことにより、成長過程での読書意欲の向上につながります。

また、学童保育所や地域子育て支援拠点施設など地域にある身近な施設の図書コーナーは、子どもが家庭や学校以外で本と出会う場所であり、自由な読書活動の場となっています。子どもが、家庭だけでなく各地域で行われている読書に関する取組に参加したり、地域の人とふれあったりしながら読書の機会を持つことは大変重要です。

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

① 「おはなし会」(※5)等の充実と参加の呼びかけ

市立図書館や校区のコミュニティ施設では、赤ちゃんから小学生までの児童を対象にした「おはなし会」や「赤ちゃんサロン・子育てサロン」など子どもの読書活動推進に関するさまざまな行事を開催しています。

今後も、テーマに沿った本や絵本・紙芝居を使った「おはなし会」や読み聞かせなど、親子で参加し触れ合える魅力的な行事をより多く提供するとともに、地域の読書ボランティアや活動グループを支援し、開催の機会や内容の充実を図ります。また、これらの行事を周知するために、ポスター・チラシや広報誌等によるPRに努めていきます。

※5 「おはなし会」…子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。主に図書館や学校、文庫などで行われる。おはなし会の内容は対象となる子どもの年齢に合わせて、絵本の読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語ること）など、子どもが興味を持つように工夫して行われる。

②ブックスタート事業（※6）の推進

地域と市立図書館では、絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間を持つきっかけになるよう、市立図書館とボランティアが協働して、4か月健診時にブックスタートを実施し、絵本の読み聞かせをおこない、絵本とコットンバッグを手渡しています。

また、ブックスタートの必要性に理解を示す保護者が増えてきています。子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するために、引き続き事業の継続と充実を図っていきます。

さらに、ブックスタートを受けた子どものフォローアップとして、市立図書館で行う「おはなし会」への誘いかけや3歳児健診時に絵本リストを配布し、保護者に絵本を紹介するなどして、家庭での読書活動の推進を図っていきます。

（2）子どもの読書活動推進のための環境整備

①選定絵本・図書リストの活用

市立図書館では3歳児健診時に「おすすめの絵本リスト」を配布し、保護者に図書情報を提供しており、家庭での読書活動を推進しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に見合った絵本を選定して、リストアップした冊子の活用を進めていきます。

また、市立図書館・学校では子ども向けに図書リストを作成して本の紹介を行い、市立図書館ではホームページ上でも子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。家庭・地域ではそれらの情報を活用して読書活動の推進を図ります。

②学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、おはなし会や読み聞かせを行ったり、図書コーナーを設置したりして、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境を作っています。また、市立図書館の集配型の団体貸出（100冊以上の貸出）を利用して、読書ボランティアによる紙芝居等の読み聞かせを行っています。

今後も、市立図書館や読書ボランティア等による支援・協力を得ながら、楽しい読書行事の開催や図書コーナーの充実を図っていきます。

※6「ブックスタート事業」・・・1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。

③地域子育て支援拠点施設における読書活動の充実

市内3ヶ所に設置された「地域子育て支援センター」と柳城児童館の「つどいの広場」では、未就園児とその保護者が絵本の読み聞かせを通じて、親子のコミュニケーションを図れるよう、絵本の選び方や読み聞かせの技術等を伝える、「絵本の読み聞かせ方」の講演や保護者・読書ボランティアによる読み聞かせなどを行っています。

今後も子育てに関する相談やイベント等の取組の中で、子どもが本と出会う機会を提供して子育てを支援していきます。

(3) 子どもの読書への活動を深めるための啓発活動

①「読書活動関連講座」の開催

地域では子どもが読書の意欲を高め、自主的な読書習慣を身につけていくよう、身近にいる大人に読書活動の意義や重要性について普及啓発する講座や教室、講演会を開催します。

②子ども読書の日・読書週間の取組

4月23日は「子ども読書の日」(※7)として制定(「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月施行)されました。

法律の趣旨に沿い、子どもの読書活動に関する様々な行事を開催していきます。また、子ども読書週間と秋の読書週間は引き続き、啓発広報を行っていきます。

③「家読(うちどく)」の取組

子どもの読書習慣の修得のためには、家庭における読書環境の整備が重要です。普段から身近な所に本があり、子どものまわりにいる大人が本に親しむ姿があれば、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやゲーム、タブレット端末など電子メディアとの過度な関わりを軽減し、健全な、生活習慣にもつながります。「家読(うちどく)」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。「家読(うちどく)」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう、PTAと連携しながら取り組んでいきます。

※7 「子ども読書の日」…「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

2 幼稚園・保育園（所）・認定こども園

幼児期は、子どもの自我が芽生え始める時期であり、幼稚園等は、子どもが本に身近に親しむようになる大切な場所です。そのため、子どもの情緒の発達に合わせて本とふれあう環境を整備したり、絵本などに親しむ機会を提供したりすることが必要です。子どもが自分で直接本を手取るだけでなく、保育者等が子どもの発達にふさわしい本を選び、子どもに絵本を読み聞かせることで、本に対する興味や関心が持てるようになり、豊かな感性が育ち、他人への愛情や信頼感が育まれていきます。そのために、幼稚園等では、子どもの発達段階や興味関心、季節に応じた絵本を選んで読み聞かせをし、本に親しむきっかけづくりをしていきます。さらに家庭でもこうした取組がなされるよう保護者にも積極的に働きかけていきます。

(1) 幼稚園等での子ども読書活動の推進

①絵本や物語に親しむ取組

幼稚園等では、保育者等による絵本の読み聞かせや紙芝居を積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。また、保護者や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせや貸し出し等を取り入れているところもあります。今後は、市立図書館とも連携し、子どもが様々な本に出会える環境作り等に計画的に取り組んでいきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

①図書スペース確保と図書の充実

子どもがいつでも好きな絵本や色々なジャンルの本にふれられるように、「図書コーナー」を設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動が促進されるよう働きかけていきます。

また、市立図書館の団体貸出等を利用し、子どもが手に取りたくなるような魅力ある図書の充実を図っていきます。

②市立図書館分館・分室の利用促進

市立図書館本館から遠距離にある幼稚園等は、園児への読書支援ができるよう、分館の利用に努め、子どもの興味や関心に応える図書の提供を受けられるよう努めていきます。

③推進者への支援

保育者等の読書活動に関する資質向上や幼稚園等で活動している読書ボランティアや保護者ボランティアのスキルアップのため、市等で開催する読書活動関連の講演会や研修会などへの参加できるよう努めていきます。

(3) 子ども読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動の推進を広く知ってもらうために、幼稚園等を通じて図書館で実施される読書活動関連行事やイベントなどの情報を提供していきます。

3 学校

市内の小・中学校や高等学校、特別支援学校では、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実を図っていきます。また、教職員連携のもと、読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取組を一層充実させます。さらに、子ども一人ひとりが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるような支援を行っていきます。

(1) 小・中学校での子ども読書活動の推進

①学校の特徴を活かした読書指導・読書活動の取組

朝の読書や読書週間の設定等により、自由で主体的な読書環境をつくっています。さらに読書ボランティアやゲストティーチャーによる読み聞かせやブックトークを行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進していきます。

また、小学校では朝読書や家読・ボランティアによる読み聞かせを、中学校では一斉読書・感想文の実施や授業での学校図書館の活用推進・ボランティアによる読み聞かせを実施しています。今後も引き続き、全ての小・中学校において各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で学校図書館を活用した授業を展開することで、児童生徒の読書に親しむ態度を育成していきます。

特に、柳川市教育委員会が発行した「柳川市の先生が児童生徒にすすめる図書100選」や「やながわ人物伝」「心に響く素読集やながわ」を計画的に有効活用していきます。

②学校図書館の運営充実

学校図書館の運営は、司書教諭や図書館教育担当教諭・学校司書などを中心に全教職員連携のもとに行います。図書の貸出や返却をはじめとする図書館運営には図書委員会（児童・生徒）のかかわりが非常に大きく、それぞれの今日的役割の大切さを再認識して、学校における読書活動の充実を図っていきます。また、読書の楽しさや大切さを子ども同士で伝え合う活動を活性化していきます。

(2) 高等学校等の読書活動の推進

市内の高等学校や特別支援学校、専門学校が図書館と情報交換を行い、連携しながら団体貸出などの図書館サービスを利用することで、生徒の読書活動を推進していきます。

(3) 子どもの読書活動推進のための環境整備

①学校図書館の蔵書データベースの活用

小中学校図書館の蔵書の適切な管理運営と調べ学習に必要な資料を有効活用するために、蔵書のデータベース化を実施しました。今後は、学校図書館と市立図書館のそれぞれのデータベースを活用した取組を推進していきます。

②学校図書館の図書資料の充実

子どもが興味や関心を持つ図書や各教科の学習を進める上で必要な図書の配備充実を図っていきます。そのために、学習・情報センターとしての機能を果たすための必要な予算措置に努めます。

また、図書資料の計画的な入れ替えで蔵書の充実を図り、児童生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館を目指します。

さらに、児童生徒が教科学習・総合学習などで必要とする図書資料を確保するため市立及び県立図書館と連携し、効果的な学習ができるよう支援していきます。

③学校図書館の環境整備

子どもの発達段階に応じた利用しやすい環境が必要です。

そのために学校図書館における図書の配架やレイアウト、新刊や季節の本の紹介、北原白秋をはじめとする郷土に関する本コーナーの設置など工夫を凝らし、快適な読書環境づくりに努めていきます。また、自由な環境のなかでくつろぎながら読書を楽しんだり、研究・学習の場として活用したり、集中して読書ができたりするなど、各学校の特色を生かした環境整備に努めていきます。

④ボランティア団体との連携

学校図書館を運営していく上で、読書ボランティアや地域ボランティア団体などの活動は、児童生徒の読書意欲を高め、読書に親しむ習慣の形成に必要不可欠なものとなっています。今後も継続して積極的に連携を図っていきます。

⑤読書活動推進スタッフの配置

学校図書館を効果的に機能させるために、司書教諭や図書館教育担当者・学校司書の果たす役割はますます重要になってきています。引き続き、これらの専任スタッフを適切に配置して、図書館教育研修会等への積極的な参加を推進し学習活動への支援や学校図書館の運営改善に取り組んでいきます。また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、校内研修や研究会などが充実したものになるよう取り組んでいきます。

(4) 子ども読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①読書関連行事などの実施

4月23日の「子ども読書の日」や「読書週間」「読書集会」などにおいて、ブ

ックトークや読書クイズ・ブラックシアター・中学校一斉読書などさまざまな行事を企画し、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てていきます。

② P T A との連携、保護者への働きかけ

家庭での読書を推進するため、P T A と連携し「家読（うちどく）」を推進していきます。

また、「図書館だより」などを定期的に発行して、読書の意義や成長期に合わせた推薦図書の紹介など情報提供を図っていきます。

4 市立図書館

市立図書館は、本に関するネットワークの中心的機関であり、本館、三橋図書館、雲龍図書館のほか、3つの分館と1つの分室で構成されており、子どもの読書活動の推進拠点としての役割を担っています。

学校図書館との連携を図り、子どもが身近に本と出会えるような環境整備や読書意欲を向上させる各種活動、サービスの提供を積極的に推進していきます。

(1) 市立図書館での子どもの読書活動の推進

① 団体貸出

幼稚園等や学童保育所、学校、読書ボランティアグループ等に対して、貸出冊数300冊以内、貸出期間1ヶ月以内という条件で随時、本を貸し出しています。また、幼稚園等や学童保育所に対しては、100冊以上の集配型団体貸出を行い、子どもが、身近なところで様々な本に触れることができるような機会をつくり、自由な読書活動を拡大していきます。

② ブックスタート事業の充実

乳幼児期においては、保護者の語りかけや親子のふれあいが大切です。また、乳幼児は、絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、保護者の愛情を感じとります。このことは、子どもの自己肯定につながり、生きる力を育むことにもなります。

市立図書館では、平成15年度（2003年度）より健康づくり課、ボランティアと連携をとりながら、4か月児健診時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくり向き合うブックスタートを実施しています。

また、その後のフォローとして「おはなし会」への誘いかけや、3歳児健診時に絵本リストの配布なども行っていきます。

今後も、これらの事業を実施することにより、家庭での読書活動を支援するとともに、保護者の理解と関心が深まるよう努めていきます。

ボランティアのスキルアップを目的に研修会等を開催し、ブックスタートの充実にも努めていきます。

③学校への協力

ア. レファレンス（※8）の支援の充実

市内の小中学校から授業内容に沿った資料の要望を受け、市立図書館の各館から資料を収集し、貸し出しています。また、「調べ学習」（※9）に対して、テーマ別の資料を貸し出し、児童生徒の個人利用へも対応しています。

今後も様々なテーマの資料を充実させ、レファレンスの支援を充実していきます。

イ. 市立図書館利用説明会

小学校低学年の時から市立図書館に親しんでもらうため、また、市立図書館利用のマナーを身に付けてもらうため、小学2年生を対象に市立図書館利用説明会を開催しています。

この説明会を通じて、市立図書館を利用するきっかけづくりをしていきます。

ウ. リサイクル本（※10）の活用

市立図書館で除籍した児童書について、リサイクル本としての活用を市内小中学校に呼びかけていきます。

エ. あめんぼ読書感想画やあめんぼ読書推進ポップ、ヤング川柳の募集

身近に感じられる市立図書館になるため、市内小中学校の児童生徒等を対象に、あめんぼ読書感想画やヤング川柳などの作品募集を行っていきます。

オ. 読書ボランティア派遣事業

子どもの読書活動推進を図るため、市立図書館がボランティアと学校とのコーディネーターとなって、ボランティアを学校へ派遣し、朝読の時間での読み聞かせ等を実施していきます。また、ボランティアの資質向上のため研修会等の実施にも取り組んでいきます。

カ. 市内小中学校の特別貸出

通常の団体貸出とは別に、学期毎に1度、各小中学校の学校司書が選書し、市立図書館がそれを学校に集配をしていく特別貸出を実施することで、子どもに身近に本に親しんでもらうよう取り組んでいきます。また、学校司書との意見交換を行いながら、特別貸出用の本の充実を図っていきます。

※8 「レファレンス」・・・何らかの情報を求めている利用者の質問に対し、回答となる情報や回答の含まれる情報源を提示・提供する業務のこと。

※9 「調べ学習」・・・子どもが自分自身の力で課題を設定し計画を立てて解決をする、自ら学び自ら考える自主的、自発的な学習の方法。

※10 「リサイクル本」・・・図書館で除籍した資料や受け入れをしなかった寄贈図書を再利用すること。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備

①児童コーナーの充実

子どもが自由に読書活動を行えるように、市立図書館では分室を除く6つの図書館に児童コーナーやおはなしの部屋を設置しています。また、本館・三橋図書館には授乳コーナーや子どもトイレを設置し、赤ちゃんから小学生まで利用しやすい環境にしています。

今後も引き続き、保護者と子どもと一緒に利用しやすい環境を確保し、子どもの読書ニーズに応じた図書の充実を図っていきます。

②ヤングアダルト（※11）コーナーの充実

子どもから大人へと成長する時期にある10代の子どもは、最も読書離れが懸念される年代でもあります。

ヤングアダルトコーナーでは、中高生に関心の高い本を入れたり、お薦めの本や、新着本、作家の紹介などを展示したりするなど、読書や市立図書館に関心を持たせるための環境を整備していきます。

③インターネット（タブレット）コーナー

インターネットの著しい普及は、子どもの読書離れが進むひとつの要因となっています。

しかしながら、子どもがタブレット端末を使い情報の収集や調査研究を行うことも必要です。そのため、市立図書館では分室を除く6つの図書館にタブレット端末を貸し出すコーナーを設置しています。フィルタリングソフトにより有害サイトへのアクセスを規制し、子どもが安全かつ気軽に利用できるインターネットコーナーの充実を図っていきます。

④障がいのある子どもへのサービス

障がいのある子どもにも、等しく本の楽しさを感じてもらうためには、不自由さに応じた利用しやすい環境を整えることが必要です。

本館や三橋図書館では点字資料コーナーを設置し、特別支援学校との連携による資料の共有もしています。

また、さわる絵本（※12）や布絵本（※13）などの貸し出しも実施しており、今後も目の不自由な子どもが必要とする資料の充実を図っていきます。

さらに、書架と書架の間を車いすが通れるようなスペースを確保したり、段差をなくすなど、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備面での配慮をしていきます。

※11 「ヤングアダルト」・・・中高生など、子どもと大人の中間に位置する年代。

※12 「さわる絵本」・・・視覚障がい児のために布やビニール、毛皮など様々な素材で作られた絵本。

※13 「布絵本」・・・布などを使い、アプリケなどの手法で作られた絵本。

⑤あかちゃんタイム（※14）とあかちゃんおはなし会の実施

毎週土曜日（午前10時30分から午後4時）にあかちゃんタイムを実施し、子ども連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できる環境づくりをしていきます。

また、第4土曜日（午前11時）のあかちゃんタイム時に実施している「あかちゃんおはなし会（※15）」を継続して取り組んでいきます。

⑥特設コーナーの設置

図書館各館で季節にあった本や、話題の本の展示するコーナーを設置し、利用促進に努めます。

⑦家読（うちどく）コーナーの設置

図書館本館児童コーナーに家読におすすめの絵本コーナーを設置し、家読を推進します。

⑧子育て情報コーナーの設置

図書館本館児童コーナーに乳幼児向け絵本リストや子育てに関するパンフレット等の情報コーナーを設置し、乳幼児期からの読書への関心が深まるよう努めます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①図書館行事の開催

子どもが、図書館に関心をもち、楽しい気持ちで図書館に足を運べるよう、各館の機能と特徴を活かして、おはなし会や映画会、スタンプラリー、工作教室等の各種行事の充実を図っていきます。

また、館内に雛飾りやこいのぼり等の季節を感じる飾り付けをして雰囲気づくりに努めます。

②広報活動

毎月、新刊案内を作成し、各図書館カウンターや市役所カウンターに設置するとともに、市内小中学校等に配布していきます。

また、「広報やながわ」や市公式ウェブサイト各種行事の案内等を掲載し、市民への啓発活動を行っていきます。

(4) 専門的職員の配置と育成

子どもの読書活動の充実を図るためには、専門的職員の適正な配置が必要です。子どもの読書要求を的確にとらえ深めることが出来るように、専門的職員の配置と育成に努めます。

※14 「あかちゃんタイム」・・・子ども連れの方にも図書館でゆっくりと過ごしてもらう時間。

※15 「あかちゃんおはなし会」・・・0、1、2歳児とその保護者を対象としたおはなし会。

5 子ども読書活動推進計画の実施体系

	施策項目	担当・所管課
1. 家庭・地域	(1)－①「おはなし会」等の充実と参加の呼びかけ	市立図書館
	(1)－②ブックスタート事業の推進	市立図書館 健康づくり課
	(2)－①選定絵本・図書リストの活用	市立図書館 健康づくり課 学校教育課
	(2)－②学童保育所における読書活動の充実	子育て支援課 市立図書館
	(2)－③地域子育て支援拠点施設における読書活動の充実	子育て支援課 市立図書館
	(3)－①「読書活動関連講座」の開催	市立図書館 学校教育課
	(3)－②子ども読書の日・読書週間の取組	市立図書館 学校教育課 子育て支援課
	(3)－③「家読（うちどく）」の取組	市立図書館 学校教育課 子育て支援課
2. 幼稚園・保育園 (所)・認定こども園	(1)－①絵本や物語に親しむ取組	子育て支援課 市立図書館
	(2)－①図書スペースの確保と図書の充実	市立図書館 子育て支援課
	(2)－②市立図書館分館・分室の利用促進	市立図書館 子育て支援課
	(2)－③推進者への支援	市立図書館 子育て支援課
	(3)子ども読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動	市立図書館 子育て支援課
3. 学校	(1)－①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組	学校教育課
	(1)－②学校図書館の運営充実	学校教育課
	(2)高等学校等の読書活動の推進	市立図書館
	(3)－①学校図書館の蔵書データベースの活用	学校教育課
	(3)－②学校図書館の図書資料の充実	学校教育課 市立図書館

	(3)－③学校図書館の環境整備	学校教育課
	(3)－④ボランティア団体との連携	学校教育課 市立図書館
	(3)－⑤読書活動推進スタッフの配置	学校教育課
	(4)－①読書関連行事などの実施	学校教育課 市立図書館
	(4)－②PTA との連携、保護者への働きかけ	学校教育課 市立図書館
4. 市立図書館	(1)－①団体貸出	市立図書館 学校教育課 子育て支援課
	(1)－②ブックスタート事業の充実	市立図書館 健康づくり課
	(1)－③学校への協力	市立図書館
	(2)－①児童コーナーの充実	市立図書館
	(2)－②ヤングアダルトコーナーの充実	市立図書館
	(2)－③インターネット（タブレット）コーナー	市立図書館
	(2)－④障がいのある子どもへのサービス	市立図書館 学校教育課 福祉課
	(2)－⑤あかちゃんタイムとあかちゃんおはなし会の実施	市立図書館
	(2)－⑥特設コーナーの設置	市立図書館
	(3)－①図書館行事の開催	市立図書館
	(3)－②広報活動	市立図書館
	(4)専門的職員の配置と育成	市立図書館

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1 図書館等との連携

(1) 図書館相互や関係機関との連携

子どもの読書環境をより充実させるため、公共図書館相互の連携のみならず、学校図書館等とも連携し、読書活動を推進する事業に取り組むよう努めます。また、市立図書館は学校や幼稚園等、ボランティア団体、母子保健担当課等とも積極的に連携し、子どもの読書活動を推進する様々な取組を充実させるよう努めていきます。

(2) 学校図書館との連携

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもに質の高い読書の機会を提供する場所となります。このため、市立図書館と学校図書館が連携し、図書館利用説明会や団体貸出等、子どもの読書活動を推進する事業に取り組んでいきます。

2 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。

そこで、読書活動推進のイベント等の案内を、市報や市公式ウェブサイト等の広報媒体で積極的に発信し、子ども読書活動の推進を広く市民に紹介していきます。

3 財政上の措置

(1) 市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めていきます。

(2) 市は、推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

4 今後の取組

柳川市子ども読書活動推進計画策定に携わった関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めていきます。

資料編

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料2 柳川市読書ボランティアグループ一覧
- 資料3 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 資料4 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿
- 資料5 柳川市子ども読書活動推進計画策定経過

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

読書ボランティアグループ一覧

	団 体 名	主 な 活 動 内 容
1	トトロ文庫	三橋図書館で毎月、第2土曜日におはなし会を行っている。年行事では図書館まつり（6月）、クリスマスのつどいを行っている。
2	アリスの会	小・中学校で朝読の時間に絵本の読み聞かせ、大型紙芝居、授業（国語等）での読み聞かせ、パネルシアター等を行っている。また、豊原小で昼休みに読み聞かせや幼稚園・保育園等でお楽しみ会を行っている。
3	音とおはなしの会 オブリガード	柳川市内を中心に福祉施設・学童保育所や保育園などを対象に活動している。共に歌ったり、曲当てクイズなどをしたりして、ふれあっている。大型絵本ではキーボードで効果音を活かし音付き読み聞かせを行っている。
4	藤吉小学校読書会	毎週、水曜の朝読の時間に5クラスに読み聞かせを行っている。
5	両開おはなし会	両開小学校で月曜日の昼の時間に、絵本の読み聞かせを行っている。
6	蒲池えほんの会	蒲池小学校で毎月1回、1・2・3年生、特別支援学級を対象に朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
7	さくらんぼの会	東宮永小学校で月に1回絵本の読み聞かせや、パネルシアター、エプロンシアターを行い、夏は地域の夏祭りに出店、冬はクリスマスにプラ板作りを行っている。
8	ポケットおはなし会	城内小学校で朝読の時間や昼休みに読み聞かせを行っている。また、城内小学校と昭代第一小学校で年1～2回、おはなし会を行っている。
9	豊原小朝読の会	毎月1回、8時30分から8時45分に絵本の読み聞かせを行っている。
10	中山小学校読書ボランティア	中山小学校で月2回、中山保育園で月1回、絵本の読み聞かせを行っている。
11	おはなしの会 「スイミー」	大和小学校で第1、3金曜日の朝読の時間に読み聞かせを行ったり、夏休みは1回おはなし会を行ったりしている。
12	中島小虹色の会	中島小学校で毎月第2水曜日、全クラスに絵本の読み聞かせを行っている。
13	六合小読書ボランティア (さくらんぼの会)	六合小学校で年に1回、一年生の親子ふれあい活動時に読み聞かせを行っている。また、毎月第2金曜日の朝読の時間に、全クラスに読み聞かせを行っている。
14	えほんのもり	図書館（本館）で毎月第4土曜日にあかちゃんおはなし会を行っている。
15	有明小よみきかせ隊	有明小学校で年4回、朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
16	たるみおはなしの会	垂見小学校で毎月、第3木曜日に朝読の時間に読み聞かせを行っている。
17	柳川幼稚園 「絵本の会」	年4～5回、在・卒園児の保護者が絵本の紹介、園児への読み聞かせ等を行っている。

柳川おはなしネットワー ーク	市内で活動している読書ボランティアの連携を図り、活動の一環として、市内小中学校で朝読の時間に読み聞かせを行う「読書ボランティア派遣事業」を図書館と共同で実施している。また、図書館（本館）でおはなし会を行っている。
柳川子どもの本を楽し む会	毎月第2火曜日にボランティア団体に所属している者が図書館に集まり、絵本や子どもの本を読んだり、紹介したりして、情報交換をしている。

○柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「子ども読書活動推進計画」という。)を策定するため、柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の審議、策定等に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育園及び幼稚園の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 読書ボランティア関係者
- (5) 関係行政機関の職員及び市の職員
- (6) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する

資料4

柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

令和元年度（2019年度）

No.	所 属	氏 名	備 考	
1	柳川市社会教育委員	成清 幸子	両開おはなし会	会 長
2	柳川市小中学校校長会	大向 智樹	柳城中学校校長	副会長
3	福岡県南筑後教育事務所	大橋 美佳	社会教育主事	
4	読書ボランティア	高口 和代	柳川おはなしネットワーク代表	
5	柳川市私立幼稚園協会	田中 麻子	柳川幼稚園園長	
6	柳川市保育協会	山田 元子	両開保育園園長	
7	柳川市子育て支援課	乗富由美子	課長	
8	柳川市学校教育課	古賀 洋	課長	
9	柳川市生涯学習課	新開 文隆	課長	
10	柳川市立図書館	目野 康彦	館長	

柳川市子ども読書活動推進計画策定経過

柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会

	日 程	内 容
第 1 回	令和元年（2019 年） 7 月 23 日（火）	委嘱状・辞令交付 柳川市子ども読書活動推進計画の策定について 会長・副会長の選任、今後のスケジュール
第 2 回	令和元年（2019 年） 10 月 31 日（木）	柳川市子ども読書活動推進計画の成果と課題について 第 2 次子ども読書活動推進計画における基本方針と目標 について
第 3 回	令和元年（2019 年） 11 月 29 日（金）	柳川市子ども読書活動推進計画（案）について 事務局素案の検討
第 4 回	令和元年（2019 年） 12 月 17 日（火）	柳川市子ども読書活動推進計画（案）について 事務局素案の検討
第 5 回	令和 2 年（2020 年） 1 月 30 日（木）	柳川市子ども読書活動推進計画（案）について 事務局素案の検討 パブリックコメント実施について
	令和 2 年（2020 年） 2 月 1 日（土）	柳川市子ども読書活動推進計画の答申
	パブリックコメント	実施期間：令和 2 年（2020 年） 2 月 4 日（火）～2 月 26 日（水）
第 6 回	令和 2 年（2020 年） 3 月 17 日（火）	パブリックコメント実施結果について 柳川市子ども読書活動推進計画（最終案）について

第2次柳川市子ども読書活動推進計画

令和2年（2020年）4月発行

編集・発行：福岡県柳川市教育委員会 図書館
〒832-0042 福岡県柳川市一新町3番地1
(TEL) 0944-74-4111 / (FAX) 0944-74-4946
(URL) <http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp>
(E-mail) toshokan@city.yanagawa.lg.jp
